

島根原子力発電所 2 号機の新規制基準適合性審査に係る経過

【平成 25 年】

- 11/21 中国電力が安全協定に基づき鳥取県に新規制基準適合性審査申請の事前報告
- 12/17 安全協定に基づき県の意見を中国電力に回答（最終意見を留保）
- 12/25 中国電力が原子力規制委員会に原子炉設置変更許可等を申請

【平成 28 年】

- 1/29 宍道断層の評価長さを約 25km へ延長（申請時約 22km）
- 7/4 中国電力が国に 2 号機設置変更許可（特定重大事故等対処施設等）を追加申請

【平成 29 年】

- 7/28 中国電力が原子力規制委員会に宍道断層の評価長さの約 39km への延長を説明
- 9/29 原子力規制委員会が宍道断層の評価長さを約 39km とすることを了承

【平成 30 年】

- 2/2 中国電力が原子力規制委員会に基準地震動を 820 ガルに引き上げると説明
- 2/16 原子力規制委員会が基準地震動 820 ガルを了承

《参考》県から中国電力への回答事項（H25. 12. 17）

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。